

南相馬市ごみ分別収集計画 （ 第 10 期 ）

令和5年度～令和9年度

令和4年10月

南相馬市 市民生活部 生活環境課

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号） ...	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号） ...	3
7	分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び第2条6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11

1 計画策定の意義

私たちは、自然環境の豊かな恵みを受けることで、健康で快適な生活を送ることが出来ています。これまでの大量生産・大量消費型社会経済活動により、人々は物質的な豊かさを手に入れることができましたが、一方では大量の廃棄物が発生することになり環境への負荷が増大していきます。

さらに、近年、世界各地において、記録的な高温や大雨、大規模な干ばつ等の異常気象が増加しており、本市においても令和元年東日本台風による甚大な被害が発生するなど、地球規模での環境問題が生じています。

本市の廃棄物処理に関しては、東日本大震災以降、燃えるごみとして排出される草木類の増加、便利・簡単消費志向が定着する生活スタイルの変化、少子・核家族化による人口減少が起こっている反面で世帯数が増加していることなどにより、本市のごみ排出量は減少していません。人口1人1日あたりのごみ排出量も、国や県の平均を大きく上回っている状況です。

また、本市の廃棄物処理施設であるクリーン原町センターは、焼却施設の老朽化や最終処分場は残余容量の逼迫状態が進み、焼却施設は平成27年度から平成30年度にかけて基幹的設備の改良工事を実施し、最終処分場は埋立容量を確保する嵩上げ工事を令和5年度まで実施する計画としていますが、建物の耐用年数や埋立可能残量から、現在の施設を使用できるのは令和16年度までと見込み、現在、新しい廃棄物処理施設候補地の選定を行っています。

このような状況のなか、健全な地球環境を次世代に引き継ぐためには、今後、一人ひとりが意識を高め、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進により天然資源の消費を抑制するとともに、環境負荷の低減を目指した循環型社会を形成するための取組が求められます。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3Rを推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・市のそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取組むべき方針を示したものです。

本計画及び令和3年6月に改定した南相馬市一般廃棄物処理基本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物量の減量や焼却施設及び最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用や循環型社会の形成が図られるとともに、プラスチックごみによる海洋汚染問題など地球規模の環境問題の解決に繋げることで、国際的な目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に寄与するものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向については、南相馬市一般廃棄物処理基本計画の基本方針に準じ、以下のとおりとします。

基本方針1：人材育成と市民、事業者、市の連携推進

ごみ問題に対する市民や事業者の意識を向上させ、取組を推進していきます。また、市民、事業者、市の三者の連携が必要不可欠であるため、それぞれの役割を明確にし、相互の連携を図っていきます。

基本方針2：ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

持続可能な社会を構築するために、市民や事業者に対し具体的なリサイクル手法を発信し、再使用や再生利用に取組みやすい環境を整備してごみの発生抑制を推進していきます。

基本方針3：環境への負荷を抑えたごみ処理システムの構築

ごみの収集・運搬、処理・処分の過程において発生する環境への負荷を抑制するとともに、リサイクルを推進していきます。

基本方針4：ごみゼロを見据えたごみ処理体制の構築

将来的に本市で発生するごみをゼロへ近づけるためにごみの発生抑制などの3R運動の重要性を改めて市民や事業者へ発信し、ごみゼロへ取組んでいきます。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

計画期間	令和5年度 ～ 令和9年度
------	---------------

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（総量）

（単位：トン）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	4, 371	4, 321	4, 268	4, 215	4, 161

算出方法

$$\boxed{\text{容器包装廃棄物排出量の見込み}} = \boxed{\text{容器包装算定対象廃棄物量}} \times \boxed{\text{容器包装算定対象廃棄物量に占める容器包装廃棄物の比率}}$$

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

南相馬市一般廃棄物処理基本計画の数値目標の達成へ向け、市民や事業者への普及啓発やごみの減量・資源化の推進を図る施策を実施する必要があることから、上位計画である福島県廃棄物処理計画や南相馬市復興総合計画、南相馬市環境基本計画との整合を図りながら、南相馬市一般廃棄物処理基本計画の重点施策に準じ、重点的に以下の施策に取り組めます。

施 策	具 体 的 な 内 容
市民及び事業者への普及啓発	➤広報紙やパンフレットの作成、市HP等を活用して、リサイクルやプレサイクルの考え方を周知 広報紙や市HP等を活用して、市民や事業者がリサイクルやリサイクルできる製品の購入（プレサイクル）方法に関する情報へ触れる機会を増やし、ごみの減量・資源化方法や取組む意義等について、広く周知していきます。 ➤隣組未加入者や集合住宅居住者へごみの排出・分別方法や集団回収への協力を周知 隣組への未加入者や集合住宅居住者には、広報紙や集積所の清掃順番、集団回収の場所・日程等が情報として届きにくい状態となっています。そういった情報が届きにくい市民に対して、ごみの排出方法や分別方法を周知することで、分別の徹底を図っていきます。 ➤行政区、地区の住民に対しごみの分別やリサイクルに関する説明会を実施 行政区、地区の住民に対し説明会を実施し、ごみの分別やリサイクルについて周知することにより、排出量削減と資源化率向上を図ります。

環境教育の推進	➤小中学校での環境教育の推進 小学校や中学校での出前講座による環境教育を推進し、その中で、ごみ問題に取り組む意義やごみの減量・資源化方法等を伝えていきます。 ➤学習の場としてごみ処理施設やリサイクルプラザを活用 本市のごみ処理施設では年間 10 回程度、小中学校から見学を受け入れています。今後も、積極的に見学を受け入れるとともに、見学内容の充実を図っていきます。
地域活動の 取組推進	➤学習センターや公会堂等での拠点回収を実施する等、地区に根ざした取組の推進体制を整備 学習センターや公会堂での拠点回収を実施する等、地区ごとでごみの減量化や資源化に取り組みやすい環境や体制を整備していきます。
ごみの排出抑制 へ向けた 取組推進	➤マイバッグ持参を推進し、有料レジ袋の削減を推進 ごみの排出を抑制するため、市民や事業者には有料レジ袋の使用削減を促していきます。市民には、マイバック推進デーキャンペーンなどでレジ袋の削減と、買い物の際のマイバックの活用を呼び掛けていきます。 ➤事業者によるごみ排出抑制を推進 事業者に対し、過剰包装の抑制やリサイクル可能な包装の使用を呼びかけていきます。また、大量排出事業者に対し排出抑制を指導することでごみ削減を図ります。
適正分別の推進	➤紙ごみの分別徹底及び簡易包装の推進 燃えるごみ中に資源化可能な紙ごみが混ざっているため、紙ごみの分別の徹底を周知していきます。また、市民や事業者へ簡易包装を呼びかけ、使用される包装紙の削減も図っていきます。 ➤家庭ごみ収集カレンダーやごみ減量ガイドブック等による分別の推進 適正な分別を推進するため、家庭ごみ収集カレンダーやごみ減量ガイドブック、無料のごみ分別スマホアプリによって、分別方法の周知を図っていきます。
資源化推進に向けた 施策の推進	➤プラスチック製容器包装分別収集を積極的に推進 令和 4 年 1 月に開始したプラスチック製容器包装を積極的に推進します。 また、国のプラスチック資源の循環促進に関する法整備により、プラスチック資源化に向けた取組を検討します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類等を下表のとおり定めます。

分別収集をする 容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	分別収集の 開始年月
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶類	平成9年 4月
主としてガラス 製の容器	・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他の色のガラス製容器	びん類	平成9年 4月
主として紙製の容器であって飲料を充てんする ためのもの（原材料としてアルミニウムが利用さ れているものを除く。）		紙パック	平成9年 4月
主として段ボール製の容器		段ボール	平成9年 4月
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙製容器包装	平成12年 4月
主としてポリエチレンテレフタレート（PET） 製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てん するためのもの		ペットボトル	平成12年 4月
主としてプラスチック製の容器包装であって上 記以外のもの		プラスチック製 容器包装	令和4年 1月
		白色トレイ	平成12年 4月

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

特定分別基準適合物等の回収量の見込み

単位:t

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器		109.80	108.54	107.21	105.88	104.53
主としてアルミ製の容器		71.09	70.27	69.42	68.55	67.68
無色のガラス製容器		126.01	124.56	123.04	121.51	119.96
	引渡量	126.01	124.56	123.04	121.51	119.96
	独自処理量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
茶色のガラス製容器		168.16	149.23	132.42	117.51	104.28
	引渡量	168.16	149.23	132.42	117.51	104.28
	独自処理量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他の色のガラス製容器		149.54	147.82	146.01	144.19	142.36
	引渡量	149.54	147.82	146.01	144.19	142.36
	独自処理量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		1.67	1.65	1.63	1.61	1.59
主として段ボール製の容器		356.78	352.68	348.38	344.03	339.65
主として紙製の容器であって上記以外のもの		1,063.58	1,051.35	1,038.53	1,025.58	1,012.52
	引渡量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	独自処理量	1,063.58	1,051.35	1,038.53	1,025.58	1,012.52
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの(ペットボトル)		197.14	194.87	192.49	190.09	187.67
	引渡量	197.14	194.87	192.49	190.09	187.67
	独自処理量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		50.61	50.03	49.42	48.80	48.18
	引渡量	50.61	50.03	49.42	48.80	48.18
	独自処理量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(うち白色トレイ)		1.64	1.62	1.60	1.58	1.56
	引渡量	1.64	1.62	1.60	1.58	1.56
	独自処理量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込み

=

直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績

×

人口変動率

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績（令和3年度 4,926 t）} \\ \times \text{人口変動率}$$

直近年度の分別基準適合物等の収集実績

$$= \text{令和3年度ごみ総排出量 24,627.64 t}$$

$$\times \text{環境省が示す類似自治体ごみ排出量に占める容器包装廃棄物の比率 20\%}$$

人口変動率は、南相馬市復興総合計画後期基本計画（2019～2022）の人口推移を勘案し、次のとおり設定しました。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
51,957 人 (対前年度比)	51,363 人 (対前年度比)	50,737 人 (対前年度比)	50,103 人 (対前年度比)	49,467 人 (対前年度比)
88.74%	87.72%	86.65%	85.57%	84.48%

人口変動率＝令和3年9月30日現在の住民基本台帳人口 58,552 人を基準とし算定

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （法第8条第2項第5号）

本市の収集・運搬段階、選別・保管段階における分別収集の区分ごとの実施者については下表のとおりです。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金 属	スチール製容器	缶類	委託業者による定期 回収	市
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん類	委託業者による定期 回収	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による定期 回収	民間業者
	段ボール製	段ボール		
	その他の紙製の容器包装	紙製容器包装		
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	【小高区・鹿島区】 委託業者による定期 回収	市
	白色発泡スチロール製 食品トレイ	白色トレイ	【原町区】 委託業者による店頭、 公共施設等拠点回収	
	プラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装	委託業者による定期 回収	市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第6号）

缶類、びん類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装については、本市の処理施設であるリサイクルプラザで分別、圧縮（破砕）、保管している。紙パック、段ボール及びその他の紙については民間業者に運搬します。

詳細は下表のとおりです。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	プラスチックコンテナ	パッカー車又は平ボディ車	リサイクルプラザ 《選別・圧縮・梱包施設》
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	プラスチックコンテナ	平ボディ車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙容器	紙パック	ひもで縛る	パッカー車又は平ボディ車	民間業者
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	【小高区・鹿島区】 回収ネット等 【原町区】 回収ボックス	パッカー車又は平ボディ車	リサイクルプラザ 《選別・圧縮・梱包施設》
その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ	【小高区・鹿島区】 回収ネット等 【原町区】 回収ボックス		
	プラスチック製容器包装	透明・半透明のポリ袋（45リットル以下）		

分別収集に必要な施設計画

【排出段階】

施設の種類	対象とする 容器包装廃棄物等 の種類、量等	施設等の仕様（形状、 形式、能力、数量等） 及び整備計画	管理主体 等	参考欄 （現有施設状 況）
1. 排出容器				
1.1 折り畳み式 コンテナボ ックス	a 缶類 【小高区・原町区】 (スチール・アルミ 分別なし)	(仕様) 材質：ポリプロピレン 容量：75ℓ 規格： W650mm×D440mm×H329mm	市	缶類として収集
	b びん類 【3区共通】 (種類、色等の分別 なし)	数量：集積所1か所当り 1～12箱		びん類として収 集
1.2 ダストボッ クス	c ペットボトル 【原町区】	(仕様) 材質：ポリエチレン樹脂 容量：1,000ℓ 700ℓ 規格： W1,300mm×D850mm×H1,200mm	市	・各箇所にペッ トボトル、白色ト レイのダストボ ックスを併設
	d 白色トレイ 【原町区】	W1,190mm×D710mm×H1,160mm 数量：原町区内38か所 (一箇所当り2～8基)		・ダストボック ス内の網ごと混 同収集
1.3 折り畳み式 分別回収容 器、ネット	e 缶類 【鹿島区】 (スチール・アルミ 分別なし)	(仕様) 材質：ポリエステル 容量：730ℓ	市	折り畳み式分別 回収容器内の容 器包装廃棄物の み収集
	f ペットボトル 【小高区・鹿島区】	規格： W900mm×D900mm×H900mm		
	g 白色トレイ 【小高区】	数量：小高区内43か所 鹿島区内46か所		
1.4 網袋	h 白色トレイ 【鹿島区】	(仕様) 巾着タイプ 数量：鹿島区内46か所	市	網袋内の白色ト レイのみ収集
1.5 指定ごみ袋	i プラスチック製 容器包装	(仕様) 素材：ポリエステル（透明・ 半透明） 容量：45ℓ以下	市	可燃・不燃ごみ集 積所で収集
2. 集積場所	a～b e～i	【小高区・鹿島区】 各行政区の公会堂など 【原町区】 従来の集積場所の利用	環境衛生 推進委員	住民の出入りが 頻繁な施設へ設 置し、施設等利用 住民を監視役と した
	c～d	スーパー、コンビニ、公会堂、 生涯学習センターなど		

【中間処理段階】

施設の 種類	対象とする 容器包装廃 棄物等の種 類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、 数量等）及び整備計画	管理 主体 等	参考欄 （現有施設 状況）
1.1 リサイク ルプラザ ①選別・圧 縮設備	a 缶類 （スチール・ アルミ分別 なし）	（仕様） 主要機器：ベルトコンベア、磁選機、 アルミ選別機、圧縮機 能力：2.4 t／日（5 h）	市	平成 12 年度 から稼働
	b びん類 （種類、色 等の分別な	（仕様） 主要機器：ベルトコンベア手選別 能力：4.6 t／日（5 h）		
	c ペット ボトル	（仕様） 主要機器：圧縮減容機 能力：0.5 t／日（5 h）		
	d プラス チック	（仕様） 主要機器：圧縮減容機 能力：0.5 t／日（5 h）		令和 3 年度 から稼働
1.2 ストック ヤード		（仕様） 形状：上屋付きストックヤード ストックスペース 受入ストックヤード① 373.34 m ² 受入ストックヤード② 364.00 m ² 成型品ストックヤード 168.00 m ²	市	平成 12 年度 から稼働

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

施 策	具体的な内容
環境衛生推進委員の設置	環境衛生推進委員は、集積所の清掃や見廻りなど、衛生管理のためのルールづくりと、指定袋へのごみ登録番号の記載、分別方法等について説明指導を行う。
ごみ集積所巡回員の設置	市内の家庭ごみ集積所に巡回員を派遣し、ごみ集積所利用者へごみ減量・資源化及び、地域環境美化の呼びかけを行い地域環境美化の向上を図る。
その他ごみ分別・減量推進の実施	①行政区や市民団体等による集団回収を促進するための報奨金を交付。 ②ごみ減量推進における優良者、優良団体の表彰。 ③市広報紙等への特集記事の掲載。 ④ごみ排出ルールが特に守られていない集積所利用地域の重点指導。 ⑤毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。